

接続供給に関する契約、給電指令及び
中立性の確保のための基準等について

平成11年12月22日
資源エネルギー庁

目 次

I	契約の締結・終了に関する基準	1
	1. 一般電気事業者が事前に開示すべき情報の範囲	
	2. 特定規模電気事業に参入しようとする者が一般電気事業者に明らかにすべき事項	
	3. 一般電気事業者が接続検討申込みを受けてから回答するまでの標準的な期間、設備増強が必要な場合の標準的な工期、必要な経費	
	4. 契約終了の要件	
	5. 契約更改の条件	
II	給電指令に関する基準	4
III	中立性確保に関する基準	7

I 契約の締結・終了に関する基準

1. 一般電気事業者が事前に開示すべき情報の範囲

一般電気事業者は、接続供給については原則応諾する旨を表明しているところであるが、その上で、更に特定規模電気事業に参入しようとする者がその事業計画を円滑に立案できるように、一般電気事業者は接続供給受付窓口に予め接続供給容量の判断材料である送電潮流を備え付けて、公表すべきである。

その際、潮流を系統ポイントや、季節別時間帯別に厳密に把握することは現時点では困難であり、予め公表すべき潮流は、最大ピーク時の潮流とすることとし、個別の接続ポイントにおける厳密な接続供給容量については、特定規模電気事業に参入しようとする者が個別に一般電気事業者に問い合わせ、一般電気事業者が回答することが適当である。

2. 特定規模電気事業に参入しようとする者が一般電気事業者に明らかにすべき事項

(1) 接続検討申込み時

接続供給申込み時に特定規模電気事業に参入しようとする者が明らかにすべき事項は、一般電気事業者が接続供給実施に際して、設備増強の必要性の有無を判断するために必要な情報に限られるべきであり、具体的には、以下の事項とすべきである。

- ・発電の方式及び出力その他系統連系上必要な発電側情報（kW（最大値及び最小値）。発電機が複数ある時は個々のデータ及びその合計）、発電側の連系電圧（V）、発電所の場所（発電機が複数ある時は複数）
- ・発電事業者の電源が、系統安定上必要十分な系統安定用設備を備え付けているかどうかをチェックする観点から必要な設備（具体的には系統連系ガイドラインに合致した設備）
- ・契約期間（接続供給開始時期、供給終了時期がある場合はその時期）
- ・区域外供給を行う場合には、経由する一般電気事業者の名称

（注1）供給者が複数いるときは、代表者が申込み。

(2) 契約締結時

契約の締結時においては、前述の情報に加え、特定規模電気事業に参入しようとする者は、その需要家の需要量に見合うだけの供給力を有していることを示すため、具体的には以下の事項を明らかにすべきである。

- ・ 需要側情報…需要家の使用電力（kW（最大値、最小値及び電力曲線））、需要側の連系電圧（V）、需要地の場所（複数ある時は複数）、使用電力量の目標値、事故時の不足電力必要量

(3) 接続供給実施時

接続供給実施時においては、給電指令等を適切に行うというネットワーク管理上の観点から、特定規模電気事業に参入しようとする者は、一般電気事業者の給電指令所に対して、発電状況と需要家の需要状況を明らかにすべきである。

3. 一般電気事業者が接続検討申込みを受けてから回答するまでの標準的な期間、設備増強が必要な場合の標準的な工期、必要な経費

(1) 一般電気事業者が接続検討申込みを受けてから回答するまでの標準期間

一般電気事業者が接続検討申込みを受けてから回答するまでの標準期間は、一般電気事業者が特定規模電気事業に参入しようとする者の電源が系統に接続した際に与える影響を評価するのに必要十分な期間として、3ヶ月とすることが適当である。

ただし、特定規模電気事業に参入しようとする者の電源が系統に与える影響は各一般電気事業者の設備構成や電源の規模、系統への接続点ごとに異なると考えられるので、可能な場合には申込みに速やかに回答するなど、柔軟な対応とすることが適当である。

(2) 接続供給実施に当たって設備増強が必要な場合の標準工期

接続供給実施に当たって設備増強が必要な場合の、標準工期を設定することは困難であるため、一般電気事業者が特定規模電気事業に参入しようとする者の接続供給実施を困難にしないような対応をとることを前提に、個別の事情に応じて特定規模電気事業に参入しようとする者に十分説明を行うこととする。

(3) 一般電気事業者が接続検討申込みを判断する場合の必要経費

一般電気事業者が接続検討申込みに対して応諾するかどうか判断するために必要な費用については、算定根拠を明確にした上で、実費分を特定規模電気事業に参入しようとする者から徴収することを可能とする。

4. 契約終了の要件

接続供給契約の終了の考え方としては、契約期間が存在する場合には、その満了時に終了することに加え、特定規模電気事業に参入しようとする者が遵守すべき契約事項を守らなかった場合（料金不払、頻繁な同時同量逸脱、給電指令違反、系統連系技術要件違反等）には、債務不履行として一般電気事業者は接続供給の停止や、契約の解除を行えることとする。

5. 契約更改の条件

契約内容に変更があった場合のうち、ネットワークに影響を与えない事項の変更については一般電気事業者は実質的な再チェックは行わないこととし、ネットワークに影響を与える事項（発電所の増設、出力変更等）の変更は、契約更改として特定規模電気事業に参入しようとする者が一般電気事業者と再協議することが適当である。

Ⅱ 給電指令に関する基準

系統安定、エネルギーセキュリティの確保、環境保全といった公益的課題は、一般電気事業者の給電指令等によって担保されるものである。

一方で、こうした一般電気事業者の給電指令等は、自社の電源と特定規模電気事業に参入しようとする者の電源とを対等に扱うことを前提に行われるべきである。

これを担保するために、一般電気事業者が極力詳細に給電指令等を行う場合について予め個別具体的に接続供給約款に記載した上で、その妥当性を行政がチェックするという対応も考えられる。

しかしながら、実際の給電指令の内容は、具体的な系統状況に応じて様々であって予め明確化することは困難であることから、こうした給電指令の事前の明確化には限界があると考えられる。また、これまで一般電気事業者からは、給電指令が行われる場合は、原則として台風、地震等の大規模な災害があった場合に限られることから、基本的に給電指令は行われたい旨、更に、仮に給電指令を行う場合においても通常は特定規模電気事業に参入しようとする者や需要家との協議で対応する旨表明されており、現時点では接続供給約款に給電指令を詳細に記述する実益にも乏しいものと考えられる。

したがって、給電指令が行われる場合とその対応については、①接続供給約款には包括的・一般的に給電指令等が行われる場合と金銭決済の在り方について記載した上で、②実際に給電指令を行う場合には一般電気事業者がその内容を特定規模電気事業に参入しようとする者に十分に説明して理解を得るよう努めるとともに、③紛争が発生した場合には、紛争処理ガイドラインによって対応することが適当である。

こうした基本的な考え方の下で、接続供給約款において記載すべき具体的な給電指令等の在り方については、以下のとおりである。

(1) 系統安定に必要な給電指令等

現在、一般電気事業者は発電とネットワークを一体的に運用することにより、系統安定を達成している。系統安定という公益的課題を達成するためには、このような一般電気事業者による発電とネットワークの一体的運用を維持することが必要不可欠である。したがって、一般電気事業者が系統安定の観点から行

う以下の給電指令等については、特定規模電気事業に参入しようとする者はこれを遵守する必要がある。

(注2)現在の発電とネットワークの一体的運用に関する具体的な対応

- ・ 1年先、3ヶ月先、1ヶ月先、1週間先、翌日、の需要を予測。
- ・ その需要予測に合わせて、供給力が確保できるよう発電計画を立案。
(具体的には、概ね1ヶ月以上の長期においては発電所の定期検査時期等を調整。翌日段階においては火力電源の低出力運転などを実施し需要の急増に対応)
- ・ 当日段階においては、ネットワーク全体の需給バランスをネットワークのポイントごとの潮流状況によって把握。
- ・ その上で、潮流のアンバランスが生じた場合には、そのアンバランスを解消できる地点に立地している発電所に対して給電指令を実施。

① 定期検査時期の調整

一般電気事業者の中長期的な系統運用計画の作成を可能とするため、特定規模電気事業に参入しようとする者は、一般電気事業者も作成している年間、3ヶ月先、1ヶ月先、1週間先、翌日の発電計画のうちから、電源規模、系統状況に鑑みて、必要な計画を提出することとする。具体的に提出する計画は、系統安定に必要な範囲内で、一般電気事業者と特定規模電気事業に参入しようとする者が個別に協議することが適当である。

その上で、一般電気事業者から系統安定上必要な定期検査時期の調整を要請された場合には、特定規模電気事業に参入しようとする者はこれに従うことが適当である。

② 事故の場合の給電指令

発電設備、ネットワーク設備、需要設備のいずれかで事故が生じた場合、特定規模電気事業に参入しようとする者は、系統安定という公益的課題達成のために、一般電気事業者からの電源の立ち上げ、絞り込みという給電指令要請に従うことが必要である。

なお、発電設備又は需要設備が複数存在する時には、一般電気事業者は、代表責任者ではなく、個別の発電設備や需要設備の所有者に対して、給電指令を行えることとすべきである。

③ 混雑の場合の給電指令

混雑現象が生じた場合、特定規模電気事業に参入しようとする者は、混雑回避のために一般電気事業者が行う電源の絞り込みという給電指令要請に従うことが必要である。

なお、発電設備又は需要設備が複数存在するときには、一般電気事業者は、代表責任者ではなく、個別の発電設備や需要設備の所有者に対して、給電指令を行えることとすべきである。

(2) エネルギーセキュリティ確保・環境保全に必要な給電指令

現在、電力供給のうち、原子力発電・水力発電というエネルギーセキュリティ確保・環境保全の観点から必要な電源の供給量は、全体の約4割強を占めているが、総需要量が著しく少なくなる特殊軽負荷時（例えば正月やゴールデンウィークの明け方等）には、こうした公益的電源の発電量が、総需要の殆どを占める場合がある。

特定規模電気事業に参入しようとする者は主として火力発電により参入してることが予想される中、特殊軽負荷時には、特定規模電気事業に参入しようとする者の発電抑制を行わなければこれらの公益的電源の発電量を制約しなければならなくなる。

従って、このような場合にも、特定規模電気事業に参入しようとする者は、一般電気事業者からの電源の絞り込みという給電指令要請に従うことが必要である。

なお、発電設備が複数存在する時には、一般電気事業者は、代表責任者ではなく、個別の発電設備の所有者に対して、給電指令を行えることとすべきである。

Ⅲ 中立性確保に関する基準

- (1) 発送電一貫の一般電気事業者を前提として、公平・公正な接続供給制度を設計するためには、ネットワーク部門と他部門と情報遮断や、給電指令の公平・公正な運用が厳正に求められる。
- (2) 発送電一貫体制の下で我が国において採るべき機能分離のための措置としては、紛争が生じた場合には行政が中立的にその処理を行うことを前提に、一義的には以下のような一般電気事業者の自主的な対応に委ねることが適当である。

○情報遮断のための措置

- ・ 接続供給に関連した特定規模電気事業に参入しようとする者の情報提供窓口は営業部門ではなく送電部門とする。
- ・ 送電部門と他部門とは別フロアーにする等、物理的に隔絶する。
- ・ 送電部門の従業員は、発電部門や営業部門の業務を行ってはならない。
- ・ 送電部門と営業部門との人事交流に当たっては、両部門の情報遮断を確保する。
- ・ 送電部門に提供された情報については、特定規模電気事業に参入しようとする者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が活用できないよう厳正に管理する。

○給電指令の公平性確保のための措置

- ・ 一般電気事業者の給電指令マニュアルを公開する。